

特定工事の不調・不落対策に伴う特例措置における 対象工事の拡大について(試行)

平成29年3月1日
本州四国連絡高速道路株式会社

本州四国連絡高速道路株は、適正かつ円滑な事業執行を図ることを目的として、平成26年10月1日以降に発注を行う當繕工事、耐震補強工事など一部の工事を対象に、公募併用型指名競争入札、設計金額を上回っても入札者と協議し、審査の上契約できる制度（協議合意方式）及び実勢価格を適切に反映できる制度（見積活用方式）を試行してきましたが、対象工事の範囲を見直しし、拡大することとしたので、お知らせします。

【特例措置の適用工事(改正前)】 ※ただし、特定調達契約(WTO)は除く

- ①橋梁の耐震補強工事
- ②料金所の安全通路設置工事
- ③不調・不落となった工事で、時間的制約を受け、他の競争契約が困難な工事



【特例措置の適用工事(改正後)】 ※ただし、特定調達契約(WTO)は除く

- ①橋梁の耐震補強工事
 - ②道路の伸縮装置修繕工事及びのり面の修繕工事
 - ③中川原スマートインターチェンジ(仮称)の建設工事
 - ④工事種別の建築工事及び保全施設工事(建築施設補修に限る。)
 - ⑤不調・不落となった工事又はこれらが生じることが明らかな工事であり、かつ時間的制約を受け、他の競争契約が困難な工事
- ※なお、料金所の安全通路設置工事については、全ての計画していた工事の契約が成立しましたので、削除しました。

【特例措置の概要】

(1) 公募併用型指名競争入札の導入

指名基準に基づき競争参加者を指名することで競争入札への参加を促すとともに、一定の条件を付した広告により非指名者の競争入札への参加を募ること（公募）により、一般競争入札と同等の競争性を確保することを目的とした入札手続きを導入します。

(2) 協議合意方式

当社の設計金額「予定価格」を「契約参考価格」に読み替えて、最低入札金額が当社の契約参考価格を上回った場合でも、最低入札金額の入札者を協議対象者として内訳について協議を行い、当社の契約参考価格を上回ることの合理性及び妥当性を審査のうえ、当該入札者と契約できる方式です。

また、入札不調の場合においても、特定の1者を協議対象者として選定し、見積書の内訳について協議を行い、当社の契約参考価格を上回ることの合理性及び妥当性を審査のうえ、見積りをした者と契約できる方式（不調時の特命随意契約）も併用して実施します。

(3) 見積活用方式

標準積算による価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる工種に対して、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格（契約参考価格に読み替え）に反映させる制度です。但し、本制度の導入においても不調・不落が発生した場合には、契約締結への迅速な対応を図るため、上記(1)～(2)の制度と併せて実施する場合があります。